

「長野県特別支援学校整備基本方針（素案）」に係る整理について

特別支援教育課

項 目	専門家委員会の提言（R元年度連携協議会資料より抜粋）	上段：連携協議会での委員の意見 下段：整理等
1 基本理念 (1) 目指すべき特別支援学校像 (2) 実現すべき学び	【長野県が目指してきた教育実践】 ・児童生徒の興味関心に根差した児童生徒主体の教育の実現を目指して実践を積み重ねている。 ・指導・支援は、教員の経験値によるところが大きく、一部の専門性のある教員が支えている。 【これからの長野県の特別支援学校像】 「一人一人の児童生徒の可能性を最大限伸ばし、地域とつながりインクルーシブな社会をリードする特別支援学校」 【これからの特別支援学校像を実現するための学び】 ○「児童生徒の可能性を最大限伸ばす学び」 ・今日に満足し、明日を楽しみに待つ学校生活を送ることができる子ども ・ゆるやかな集団性の中で、願いや、障がいの特性に応じた一人一人の学びの場があり、満足感や成就感を味わうことができる子ども 等 ○「共生社会の実現に向けた協働の学び」 ・副学籍制度等の活用や、分教室における日常的な交流等により、自分らしくさまざまな場で同じ地域の同世代の友だちと学ぶことができる子ども 等	・特段の意見なし。 →別冊「長野県特別支援学校整備基本方針（素案）（以後、「整備基本方針（案）」と記載）P.1,2に専門家委員会からの提言を反映
2 学びのあり方 (1) 可能性が最大限伸びる学び	【現状と課題】 ・学習指導要領の内容の理解が不十分で、カリキュラムの編成や個別の指導計画作成時に有効に活用できない教員が存在 ・特別支援学校経験の浅い教員が多く、期待される指導支援ができていない。 ・自立活動の目標設定や指導の方法について根拠等の説明や学習環境等の整備を十分にできない教員が存在 等 【今後の方向性】 ・カリキュラム編成のガイドラインの作成（各学校での教育課程編成の際の配慮点を明示 等）	・ガイドラインの作成にあたっては、各校の実情を踏まえたものであるとよい。 ・子どもの実情や願いを基にカリキュラムをつくるシステムにする必要がある。 →ガイドラインの作成に係る委員の意見を踏まえ、ガイドラインは各校がカリキュラムを編成する際の参考として使用することを記載（「整備基本方針（素案）」P.3,4）
(2) 共生社会の実現に向けた協働の学び	【現状と課題】 ・導入する市町村が年々増加（令和2年5月現在 58 市町村） ・副学籍コーディネーターを導入した学校は、交流数が増加中 ・さらなる広がりや質の向上 【副学籍の今後の方向】 ・学校同士の連携の強化や各自治体の好事例の共有など、さらなる交流及び交流学習の充実を図る。 ※副学籍制度とは ・居住地の小中学校に副次的な学籍を置き、交流及び共同学習、入学式、卒業式への参加等 ・市町村主体の取組	・副学籍制度は障がいの理解・啓発に大きな役割を果たしている。さらに進めてほしい。 ・特別支援学校に就学・進学する子どもは、副学籍制度により地元の友達とのつながりが保てるため、安心して就学・進学できる。 ・副学籍コーディネーターの配置により、市町村や学校との連絡調整が円滑になった。 ・副学籍校交流での送迎の負担は保護者に掛かりがちである。インクルーシブ教育の推進には重要な機会であるので、副学籍コーディネーターの配置の充実・拡充を図りたい。 ・市町村の自立支援協議会等との連携を図り、地域・企業との交流を拡充してほしい。 →副学籍校交流の一層の推進を期待する委員の意見を踏まえ、副学籍交流をさらに進める観点から、交流学習の進め方をサポートする体制の整備について記載（「整備基本方針（素案）」P.5） →地域・企業との連携に係る委員の意見を踏まえ、専門家委員会からの提言にはなかったが、協働の学びについて広くとらえ、企業との連携の充実や特別支援学校の教育資源の活用についても記載（「整備基本方針（素案）」P.5）

<p>3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいの児童生徒が共に学ぶことにより、多様性の理解、協調性、集団参加の力が育つ 様々な障がいのある児童生徒が、集団で学習する際の指導に関する研究実践が豊富 個々の障がいの状態に応じた個別・小集団の自立活動及び教科別の学習に関する指導時間が少なく、指導方法・指導体制等の研究や実践が不足 教育的効果の向上につながる、基本の生活グループで行う生活単元学習や個別・小集団学習、その他フレキシブルなグループの学習等の組み合わせ方に関する研究が不足 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本の生活グループを中核に、可能な限り単一障がいと重複障がいの児童生徒と一緒に学ぶ体制を継続し、効果的な指導のノウハウや仕組みを確実に継承 個々の障がいの状態に応じた個別・小集団の自立活動及び教科別学習の時間を確実に確保し、授業の質の向上につながる実践研究を計画的に実施 グループの編制は、年間のバランスを考えながら、それぞれの学習の相乗効果が期待できるよう、よりフレキシブルな組み合わせを実施 <p>※各グループの効果的な指導体制について、専門性向上チームを中心に検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の向上について、目指すべきものを具体的かつ体系的に示してほしい。 小中学校から特別支援学校へ異動する教員に対して体系的な研修が必要 小中学校と特別支援学校間の人事交流は、研修という位置づけ。特別支援学校で学んだ教員が、特別支援教育のスキルを持って小中学校に戻り、小中学校の特別支援教育に資するという目的がある。 特別支援学校教員採用者の増加を見込んだ研修や専門性について考える必要がある。 小中学校から赴任した教員が専門性を身に付けるためには、専門性向上サポートチームによるサポートが必要。また、専門性サポートチームの人材育成のための研修等も必要である。 専門性サポートチームの役割や使命が分かりにくい。 <p>→教員の専門性の向上については、キャリアステージ別の研修体系の構築等、専門性を担保するための体制について記載（「整備基本方針（素案）」P. 6, 7）</p> <p>→専門性サポートチームについては、委員の意見を受けて役割を記載（「整備基本方針（素案）」P. 7）</p>
<p>4 学びの改革を支える環境整備</p> <p>(1) 学習環境の整備</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の増加により、教室の学習スペースが狭い 体育館、音楽室の活動時間や活動内容に制限 個別・小集団の自立活動及び教科別学習を実施するための教室が未整備 学年や部単位の集団学習を行うための集会室やプレイルームが不足 重度重複障がい児童生徒専用学習室について、他教室の代用で対応してきたため機能不足 全職員が一堂に会せる職員室がないため、職員の日常的な情報交換に支障 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中して学習に取り組み、友だちと協力しながら持てる力を最大限に伸ばすために基本の生活学習グループの上限人数を明示 （案）小中学部6人 高等部8人 より教育的効果の高いフレキシブルな学習グループが編制できるように施設整備の基準を明示 （案）個別、少人数学習の充実のために、各学年専用学習室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 重度重複学級の児童生徒の中には、全介助の必要な児童生徒が在籍している一方で、医療的ケアを必要としながらも独歩可能な児童生徒もおり多様。そうした実態を踏まえた教育課程を考えたい。 行動障がい、家庭環境等の要因から、マンツーマンの手厚い支援の必要な児童生徒が多く在籍している。こうした状況を踏まえ、必要な環境・空間、専門性をさらに考えていきたい。 障がい種にもよるが、高等部は上限が8人であれば、教室スペースを大きくしたい。 多目的な空間をフレキシブルに活用するにあたって、廊下と一体化する必要性が分かりづらい。児童生徒が使いやすい環境整備をお願いしたい。 <p>→上記の意見を踏まえ、多様な教育的ニーズへ対応できる構造、障がいの重度・重複化への対応について記載（「整備基本方針（素案）」P. 9）</p> <p>→学習環境の整備の詳細については、学校ごとに学習環境に係る整備を進める中で、関係者と丁寧な検討を行う予定</p>
<p>(2) 分教室</p>	<p>【これまでの成果】</p> <p>小中学部分教室および須坂市立須坂支援学校の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地域の近くで個々に対して専門性のある教育を保障 日常的な交流が実現、同じ校舎で学ぶ友だちとして互いの存在を認識 分教室職員が、特別支援教育にかかわる相談を受け助言 等 <p>須坂市立須坂支援学校ならではの成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 須坂市の特別支援教育のセンターとして、保育園と小学校、保育園と小学部の連携を支援 養護助教諭の配置によりケガや病気への対応が可能 等 <p>【高等部分教室これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態に応じた特色ある教育課程の編成により、高い就労率を維持 設置校の文化祭等各種行事に参加し、同じ校舎で学ぶ仲間として互いを認識 <p>【分教室に共通する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職の配置がなく、緊急時の速やかな相談・判断が困難 児童生徒数が少数のため養護教諭の配置がなく、けがや具合の悪くなった児童等への日常的な対応が困難 等 	<ul style="list-style-type: none"> 須坂小学校には、須坂支援学校、特別支援学級、通常の学級があり、多様な交流ができています。また、校内に複数の学びの場があることから、学びの場の見直しも、校内でスムーズにできる。 須坂支援学校の専門性は、地域の特別支援教育の専門性向上につながっている。 分教室には、養護教諭や事務職員の配置されておらず、児童生徒の健康面や教員の業務軽減の点で、課題がある。 高等部分教室が新たな作業種を取り入れていくには、設備や用具等の整備が必要となる。また、新たな作業種の内容によっては、教員の指導では難しいものもある。地域の企業の協力を得て進めることにより、就労の機会の拡充にもつながるのではないかと。

	<p>【今後の方向性】 小中学部分教室・市町村立特別支援学校について ①現在設置されている分教室の教育内容の充実 ②インクルーシブな教育を推進するため市町村立特別支援学校の設立を積極的に支援 ③遠距離通学解消のための設置希望のある市町村に対し分教室の設置について一緒に考えていく</p> <p>高等部分教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高等部生徒の人数等必要に応じ、現在高等部分教室がない地域への設置を検討 ・新たな作業種の取り入れ等、教育課程の充実について検討 ・設置校生徒との協働の学習についてさらなる研究を推進 ・設置校と連携し、特別支援学校生徒が高等学校の授業に参加したり高等学校の生徒への支援を分教室職員が行ったりする等、双方の教員が持つ専門性を活用し合う体制についての研究 <p>【現在設置されている分教室の課題解決のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分教室主任を対象とした研修会等を開催し、専門性および管理能力の維持 ・保健行事や児童生徒の健康面の配慮の必要性から養護教諭の配置や兼務についての研究 ・分教室専属の自立活動担当教諭を配置 等 	<p>→専門家委員会の提言を基に、遠隔地の小中学部の分教室と近隣の小中学部の分教室との対応の違いを整理し記載（「整備基本方針（素案）」P.10）</p> <p>→高等部分教室の職業教育の充実や企業との連携については、「2(2)共生社会の実現に向けた協働の学びの具体的な方向性」（「整備基本方針（素案）」P.5）の中で記載</p> <p>→養護教諭や事務職員の配置等については、学校の実情に合わせて検討を進めることとする。</p>
(3) 寄宿舍	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県では、「通学保障とともに集団生活を通して具体的な生活の流れの中で望ましい発達を図る」ことを大切に考え寄宿舍を設置 ・令和元年度、松本地区中信再編整備事業により、松本ろう学校寄宿舍に寿台養護学校に通う知的障がい児童生徒が入舎する障がい種を超えた「併置型」の寄宿舍を設置 ・全ての学校で、通学保障、生活習慣の確立や社会的自立、家庭支援を目的にした受入れを実施 <p>【今後の方向性】 【寄宿舍の機能】</p> <p>(1) 通学保障 特別支援学校は通学範囲が広域なことから、今後も通学保障に必要な寄宿舍は設置する。</p> <p>(2) 生活習慣の確立と社会的自立に向けた指導・支援 学齢期の障がいのある児童生徒が入所できる地域の福祉施設が限られていることや現在までの寄宿舍の取組をふまえ、今後の寄宿舍のあるべき姿については、社会の変化を踏まえつつ保護者や福祉機関等、関係者と検討する。</p> <p>(3) 家庭支援 家庭支援を目的とする入舎については、寄宿舍が果たす役割のあり方を市町村の福祉課、保健所、児童相談所、障がい者総合支援センター等と検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化する寄宿舍の環境改善を行いたい。 ・社会に対して開かれ、子どもたちの社会自立につながるような寄宿舍のあり方を検討したい。 ・寄宿舍の今後のあり方を踏まえ、県教育委員会が入舎基準を示してほしい。 ・若槻養護学校には寄宿舍がないが、退院後、生活力、社会性を身に付けるために、寄宿舍の設置を検討してほしい。 ・家庭支援は社会的課題の一つであり、寄宿舍も役割の一端を担っている。子どもの社会自立を考えたとき、学校での学習のほか、下校後の寄宿舍での生活も、その後の成長・発達に非常に重要である。 ・グループホームやショートステイ等を含めて、寄宿舍と福祉事業所との連携のあり方も考えていく必要がある。その際、何もかも学校が対応するというスタンスは、限界がある。 ・併置型の寄宿舍の場合、登下校時の移動の際に安全面での懸念がある。 <p>→寄宿舍の環境改善に係る委員の意見を踏まえ、環境整備の方向性についても記載（「整備基本方針（素案）」P.12）</p> <p>→今後の寄宿舍のあり方については、学校現場の声を収集しながら、保護者や福祉機関、有識者等の意見を踏まえ検討することを記載（「整備基本方針（素案）」P.12）</p> <p>→若槻養護学校の寄宿舍に係る委員の意見については、若槻養護学校検討懇談会の中で検討予定</p>

<p>(4) 校名について</p>	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 9 月に実施された各校への校名変更についての調査 <ul style="list-style-type: none"> 盲学校の保護者・同窓会・職員から盲学校という校名の存続を求める声 長野ろう学校の同窓会や聴覚障害者協会より「ろう」の名称を残してほしいという要望 平成 21 年 2 月の長野県特別支援教育連携協議会の報告書では、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」とされているが、以降、学校の名称変更については検討されていない。 令和元年度、長野県社会福祉審議会障がい者権利養護専門分科会から名称変更の要望がある。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討が進んでいなかった校名に関する検討を再開する。 地域と一体となって特別支援学校を構築していくことを学校名においても表現するため、「養護学校」については、関係者の意見を丁寧に聞き取りながら、社会の中でも普及してきた「特別支援学校」「支援学校」「学園」などの名称に変更していくことが望ましい。 「盲学校」「ろう学校」については、全国的には「盲学校」「ろう学校」の使用が多い状況であり、児童生徒、教職員、各校 P T A や障がい者団体との意見交換を行い、丁寧に検討をすすめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校という言葉には違和感がある。 <p>→専門家委員会の提言を踏まえ、「養護学校」については、校名変更を前提に検討することを記載（「整備基本方針（素案）」P. 13）</p>
<p>(5) 県内に 2 校配置されている盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校について</p> <p>5 特別支援学校の配置</p> <p>6 施設整備の考え方</p>	<p>※現状と課題については、省略</p> <p>【盲学校・ろう学校の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒の学びの保障という点で、現在の 2 校体制を基本とする。 身近な地域で支援が受けられる体制の充実、乳幼児や通級指導教室等の支援の充実を図る。 知的障がい特別支援学校に視覚障がい、聴覚障がいを併せ有する児童生徒がいるので、そうした児童生徒のために、知的障がい特別支援学校にサテライト教室の配置を検討するなどして、身近な地域で支援を受けられる体制を検討する。 <p>【肢体不自由特別支援学校の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 稲荷山医療福祉センター、信濃医療福祉センターに入所・通所する児童生徒の学びを保障するため、現在の 2 校体制を基本とする。 地域で学ぶ肢体不自由のある児童生徒の支援として、小・中・高等学校の通常学級や、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育相談を実施。知的障がい特別支援学校に在籍する重度重複障がいのある生徒や肢体不自由のある児童生徒への指導を推進する。 <p>【病弱特別支援学校の今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若槻養護学校は東長野病院に入院・通院する児童生徒、寿台養護学校はまつもと医療センターに入院・通院する児童生徒の学びを保障する。また、両病院以外を主治医とする病弱特別支援学校の対象となる児童生徒の受け入れを検討する。さらに、発達障がいに起因する疾患で、入退院を繰り返す児童生徒への対応を強化 地域で学ぶ病弱の児童生徒への支援として、小中学校で学ぶ発達障がいのある児童生徒や保護者、担任等への教育相談や支援する。 	<p>【盲学校・ろう学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の小中学校で学んでいる視覚障がいや聴覚障がいのある子どもの実態把握が必要である。 盲・ろう学校のサテライト教室を特別支援学校に置くことがよいかどうか考えたい。 重複障がいへの対応については、様々な障がい種の特別支援学校があり連携している長野圏域や松本圏域のあり方と、他地域の教育相談の体制は、分けて考えたい。 <p>【肢体不自由特別支援学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由特別支援学校は、リハビリが日常の中に位置づいており、医療と教育が連携し子どもの成長を支えている。 小中学校は、肢体不自由特別支援学校のセンター的機能を知らない。地域に発信する必要あり。 O T ・ P T、主治医等の専門的な援助があれば、通常の学級で学びたいというニーズに対応可能 <p>【病弱特別支援学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病弱特別支援学校では、精神疾患や発達障がいを併せ有する児童生徒も増えている。発達障がいのニーズどう応えるか考える必要がある。 学校で受け入れるお子さんと地域でサポートするお子さんの 2 面を分けて支援体制を考える。 <p>【サテライト教室・専門性】</p> <ul style="list-style-type: none"> I C T 機器を積極的に活用し遠隔授業や研修にも生かしてほしい。 <p>→県立特別支援学校は、児童生徒数の推移が横ばいから微増の見込みであることから、新設や統合等はせずに、現在の 18 校体制を維持することを記載（「整備基本方針（案）」P. 15）</p> <p>→センター的機能のあり方については、それぞれの障がい種の学校の東北信、中南信の拠点としての方向性を記載（「整備基本方針（案）」P. 14）</p> <p>→専門家委員会からの提言や委員からのご意見にあった個別具体的なご意見については、個別に実施可能なものから対応していくとともに、それぞれの学校について抜本的な整備を検討する際に改めて丁寧な協議を行う。</p>